

下水道使用料の改定について

本日の説明会では、下水道事業の現状、課題、財政状況の見通し等の概要、香南市下水道事業審議会の答申を踏まえた下水道使用料改定の基本方針を、香南市議会での審議に先立って、ご説明させていただくものです。

令和8年8月開催

上下水道料金改定に関する説明会資料

目次

- 香南市の公共下水道事業と農業集落排水事業・・・・・・・・・・ P 3
- 下水道事業・農業集落排水事業の経営の仕組み・・・・・・・・・・ P 4
- 経営の現状（使用料収入ほか）・・・・・・・・・・ P 5～8
- 経営の現状（使用料改定に向けた重要な指標）・・・・・・・・・・ P 9
- 令和6年度決算・経営比較分析表（総務省資料）・・・・・・・・ P 10～11
- 香南市の課題・・・・・・・・・・ P 12
- 下水道使用料改定に向けた国の基本的な考え方を受けて・・・・ P 13
- 下水道審議会からの答申内容・・・・・・・・・・ P 14
- 使用料改定の方針と改定案・・・・・・・・・・ P 15
- これまでの使用料改定・・・・・・・・・・ P 16
- 県内他市との料金表比較と香南市使用水量割合・・・・・・・・ P 17
- 県内他市との料金比較表・・・・・・・・・・ P 18
- 県内他市との料金比較グラフ・・・・・・・・・・ P 19～21
- 使用料収入額シミュレーション・・・・・・・・・・ P 22
- 下水道使用料の改定による将来見込・・・・・・・・・・ P 23
- 使用料改定に向けたスケジュール（予定）・・・・・・・・・・ P 24

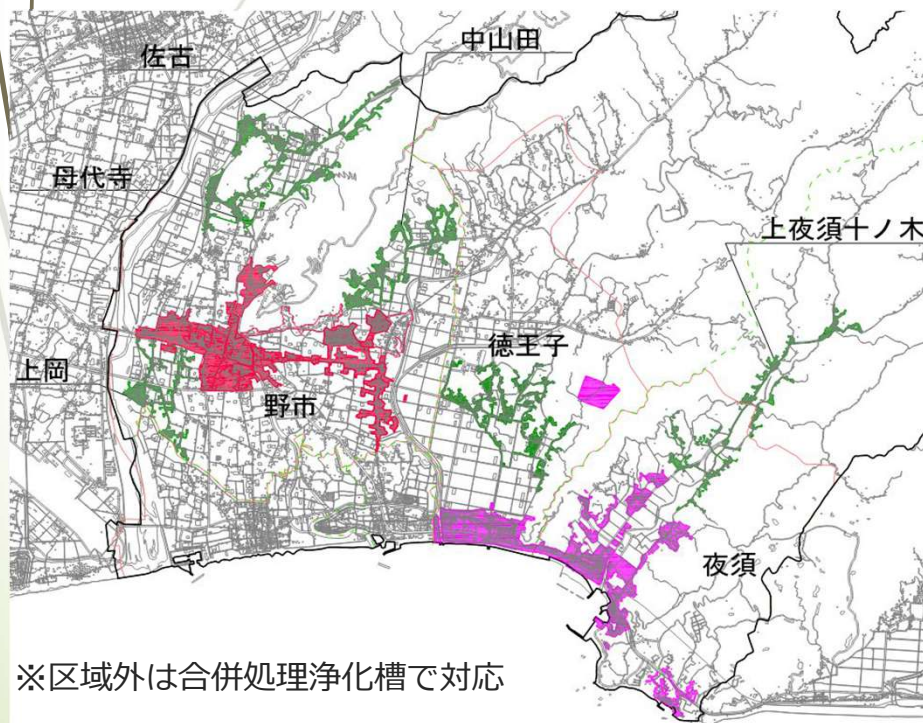
香南市の公共下水道事業と農業集落排水事業

3

公共下水道事業は、3つの処理区で運営され、野市処理区は単独公共下水道、夜須処理区と岸本処理区は特定環境保全公共下水道として供用開始されました。令和7年度末時点では、計画処理面積422haのうち299.6ha（約71.0%）の整備が完了し、下水道加入人口は6,223人（加入率73.7%）です。

農業集落排水事業（農集排）は、6つの処理区で運営されており、令和7年度末時点では、計画処理区域373haのうち211ha（約56.6%）の整備が完了し、下水道加入人口は3,225人（加入率65.3%）です。

今後、漁業集落排水事業（R2に夜須町住吉分を統合）同様、農集排の母代寺処理区、佐古処理区、上岡処理区、中山田処理区を野市処理区へ接続、上夜須・十ノ木処理区、徳王子処理区及び公共下水道の岸本処理区を夜須処理区へ接続することを検討しており、将来的には処理場を野市浄化センターと夜須浄化センターの2か所にし、経営の効率化・最適化を図る計画です。



※区域外は合併処理浄化槽で対応

R8.3現在

	処理施設	所在地	供用開始	区域内人口	加入人口
公共 下水道	野市浄化センター	野市町土居	平成15年度	5,483	3,914
	岸本浄化センター	香我美町岸本	平成14年度	1,114	823
	夜須浄化センター	夜須町千切	平成3年度	1,842	1,486
農業 集落 排水	上岡地区農業集落排水処理施設	野市町上岡	平成14年度	755	420
	母代寺地区農業集落排水処理施設	野市町母代寺	平成9年度	809	603
	佐古地区農業集落排水処理施設	野市町東佐古	平成12年度	1,081	654
	富家地区農業集落排水処理施設	野市町兎田	平成19年度	772	418
	徳王子クリーンセンターコスモス	香我美町徳王子	平成14年度	904	721
	夜須北部クリーンセンター	夜須町十ノ木	平成7年度	615	409
		水洗化率: 70.6%	計	13,375	9,448

下水道事業・農業集落排水事業の経営の仕組み

下水道事業及び農業集落排水事業は地方公営企業として、事業を運営するために必要な維持管理費、施設整備費等の財源を下水道使用料によってまかなう、独立採算が原則基本となっています。そのため、下水道を利用する方に下水道の維持にかかる費用を負担していただく、受益者負担の考え方で経営しています。

収入の総額		支出の総額
下水道使用料	}	維持管理費 (人件費、委託料、動力費、減価償却費等)
企業債		支払利息
補助金		施設整備費

地方公営企業法（経費負担の原則：抜粋）

第十七条の二（略）

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

※令和2年度より、地方公営企業法の財務規定等を適用し経営基盤の強化・効率的な経営の実現に取り組んでいます。

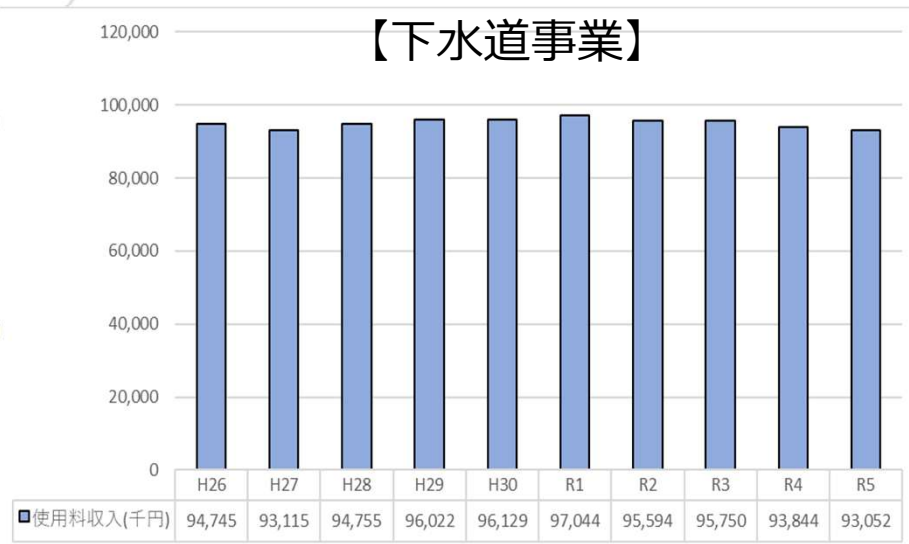
R8予算：下水道）収入1,093,070千円（うち使用料収入105,213千円、市補助金386,827千円、残りは起債、長期前受金戻入等）、
支出1,177,869千円（うち修繕工事等239,162千円、企業債元利償還金312,047千円、残りは減価償却費、委託料等）
農集排）収入513,978千円（うち使用料収入47,894千円、市補助金169,835千円、残りは起債、長期前受金戻入等）、
支出557,407千円（うち修繕工事等22,090千円、企業債元利償還金276,389千円、残りは減価償却費、委託料等）

経営の現状（使用料収入）

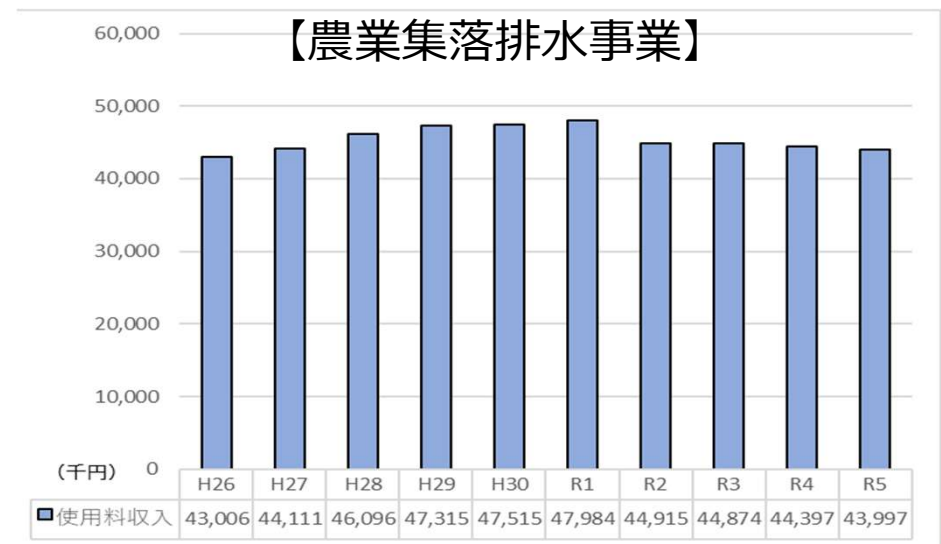
香南市下水道事業経営戦略
(令和7年7月改定版) より

5

香南市の人口は緩やかな減少傾向にあり、行政区域内人口は、平成26年度から令和5年度にかけて1,314人（△3.9%）減少しています。地域によって人口動態に差があり、公共下水道事業は、市街地である野市町中心部で整備を進めていることもあり145人増加しています。一方、農業集落排水事業は、人口減少が進む市街地を離れた周辺地域が主であるため処理区域内人口も346人（△6.4%）減少しています。そういった地域差は使用料収入の推移にも影響しています。



面整備による処理区域人口の増加と、高齢化による人口減少がほぼ同数であり、使用料収入は概ね横ばいで推移しています。



処理区域内人口が減少しているため、近年は使用料収入も減少傾向にあります。

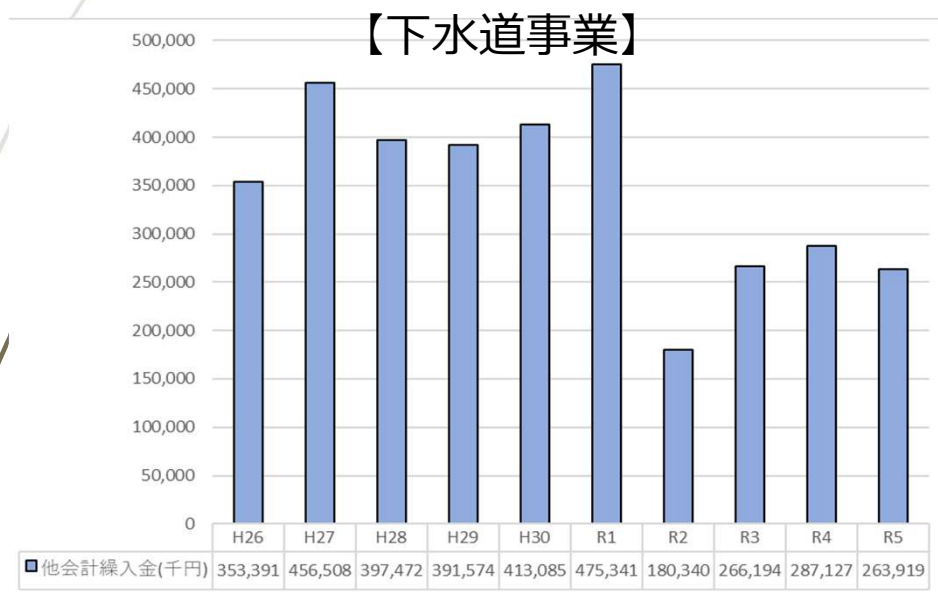
経営の現状（一般会計繰入金）

香南市下水道事業経営戦略
(令和7年7月改定版) より

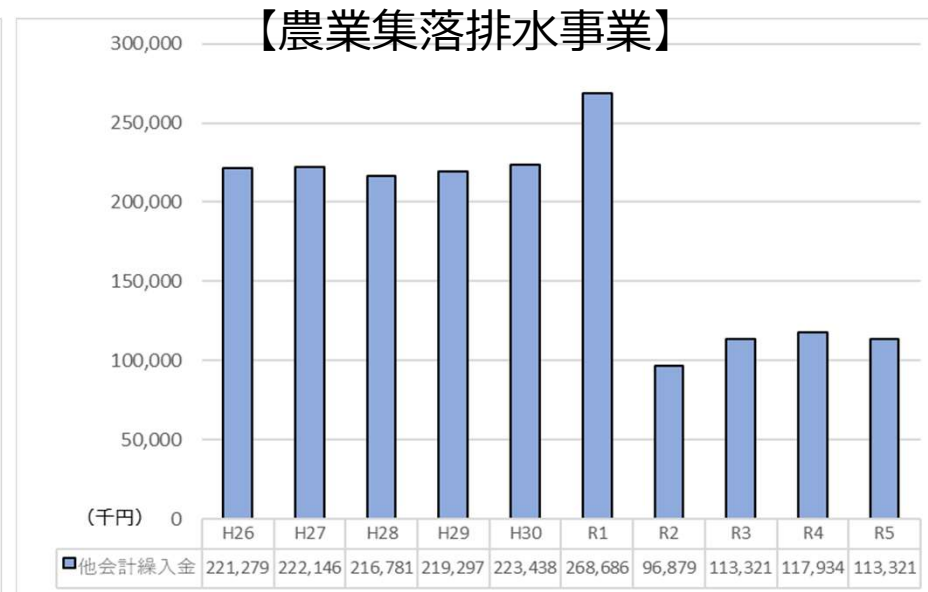
下水道事業は、管渠布設等において多額の費用を投資しており、起債等による借金で整備している背景もあり、今も償還払いを行っていますが、使用料収入だけでは賄えないため、市一般会計から繰入金として補助を受けながら運営している状況です。しかし、市の財政状況も厳しいことから、その抑制が求められています。

繰入金については、令和2年度から大きく減少していますが、これは公営企業会計適用によって繰入基準が変更したことに伴う減少です。

※繰入金は全部が赤字補填ではありません。
総務省で認められた基準内繰入金も含んでいます。



近年は2.5億円強で推移しています。



近年は1億円強で推移しています。

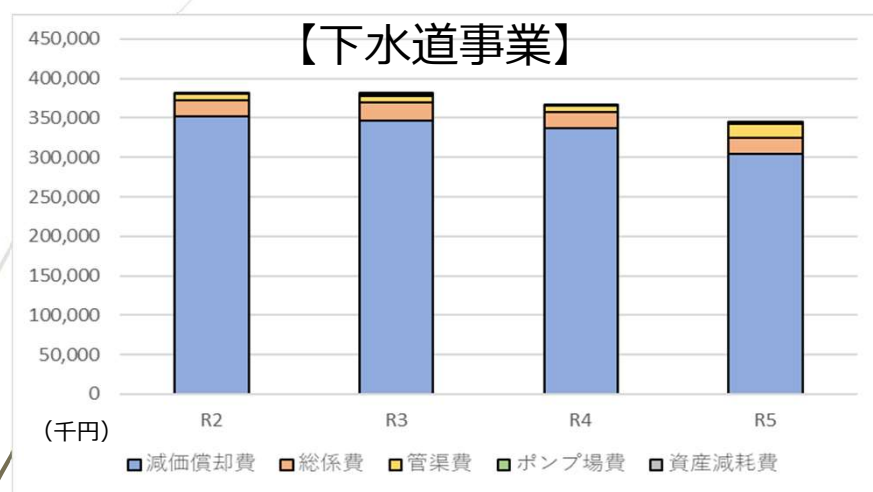
経営の現状（維持管理費等）

香南市下水道事業経営戦略
(令和7年7月改定版) より

7

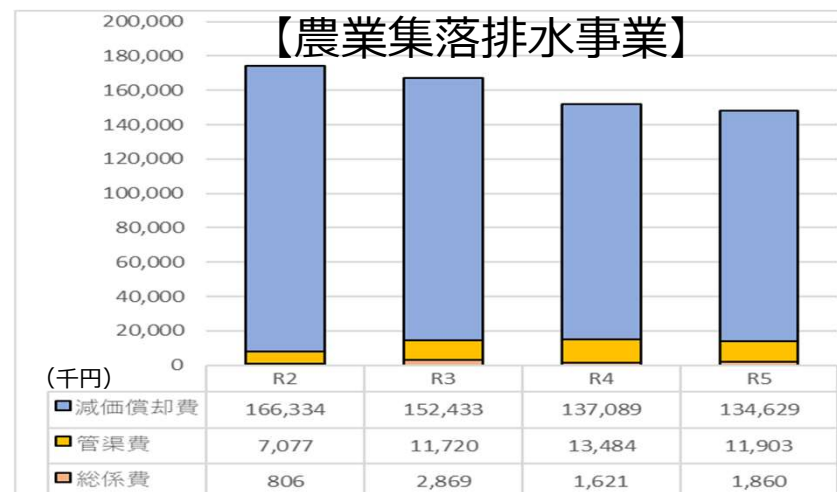
維持管理費の大部分を占めている減価償却費については、一部機械器具にて耐用年数が経過したことから減少傾向にあります。

一方で、管渠費は老朽化に伴う修繕費の増加により、徐々に増加しています。



【令和7年度工事等（参考）】

①公共下水道管路情報デジタル化調査業務(マンホール目視調査工2,100基、本管テレビカメラ調査工62,000m、測量工(下水道データ作成工)62,000m)**216,700千円**、②住吉クリーンセンター防火水槽改築工事(小口径推進工4.35m、マンホール工1箇所)**13,211千円**、③野市町みどり野地区外人孔改築ストックマネジメント工事(マンホール改築工9基、マンホール蓋替工17箇所)**12,089千円**、④大谷地区109・110b推進工事(補助：1号人孔3基、推進工24.3m 立坑3基)**41,899千円**、⑤大谷地区110路線污水管渠布設工事(補助：PRPφ200=93m、1号人孔3基、3号人孔1基、推進工6.5m立坑3基、単独：PRPφ150=2.3m)**55,913千円**



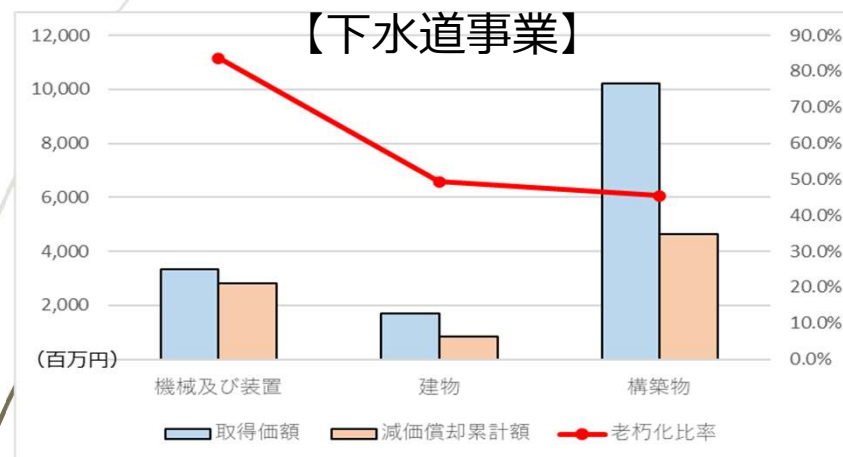
【令和7年度工事等（参考）】

①夜須町北部地区下水道管路施設カメラ調査業務(マンホール目視調査工160基、マンホール地上点検工47基、本管テレビカメラ調査工3,762.5m、三次元点群測量3,919m)**16,621千円**、②上夜須・十ノ木地区農集集落排水事業中継ポンプ施設機能強化対策工事(中継ポンプ制御盤交換6面)**35,090千円**

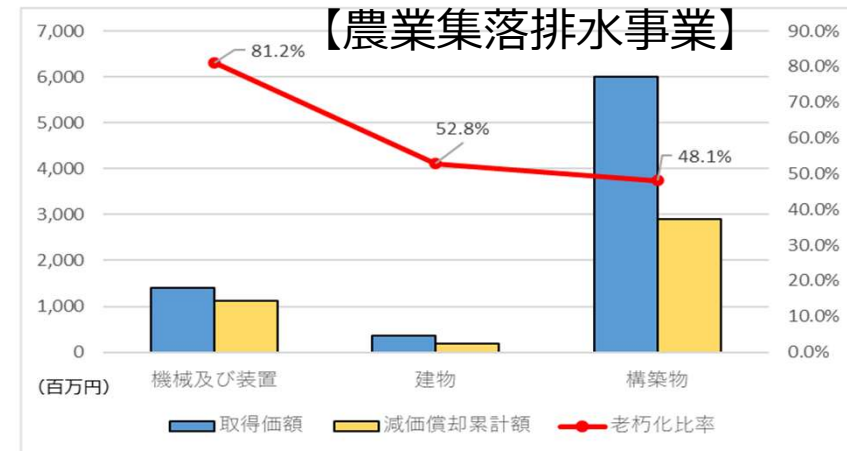
経営の現状（老朽化状況）

香南市下水道事業経営戦略
(令和7年7月改定版) より

老朽化率は減価償却累計額（年間償却額×経過年数）を取得価額（当初取得に要した金額）で除した値で、指標として良く使われています。最も資産規模の大きい構築物は主に管渠で構成されていますが、管渠の耐用年数は50年であり、これを経過している資産はありません。なお、機械及び装置は、比較的法定耐用年数が短く、老朽化が進んでいるため、更新が必要となっています。



管渠の老朽化率は45.5%です。建物は49.3%と管渠と同水準ですが、機械及び装置は83.6%と老朽化が進んでおり、全体の老朽化比率は54.2%となっています。



管渠の老朽化率は48.1%です。建物は52.8%と管渠に比べて若干老朽化が進んでおりますが、機械及び装置は81.2%と老朽化が進んでおり、全体の老朽化比率は54.2%となっています。

今後、施設の老朽化対策と合わせて施設の統廃合を進め、農業集落排水事業を公共下水道事業に取り込んでいく方針で、将来的には処理場を野市浄化センターと夜須浄化センターの2か所にし、経営の効率化・最適化を図る計画です。

経営の現状（使用料改定に向けた重要な指標）

独立採算を目指すうえで重要視される指標として経費回収率がありますが、年々悪化している状況です。また、今後、施設統合や管渠敷設などの施設整備について、国庫補助事業の優先採択を受けるためには使用料単価150円の達成が目安とされています。

決算資料より

	各種指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度見込
公共下水道	経費回収率	52%	49%	43%	42%	39%	公共52%、特環33%
	汚水処理原価(1 m ³ あたり)	235円	255円	285円	296円	314円	公共260円、特環402円
	1 m ³ 当たり使用料単価	123円	125円	123円	123円	123円	公共122円、特環126円
	一般会計補助金額	180,340千円	266,194千円	287,127千円	263,919千円	299,613千円	368,915千円
農業集落排水	経費回収率	81%	63%	67%	65%	44%	56.9%
	汚水処理原価(1 m ³ あたり)	155円	198円	186円	193円	279円	237円
	1 m ³ 当たり使用料単価	125円	126円	125円	126円	123円	125円
	一般会計補助金額	96,879千円	132,409千円	117,934千円	113,321千円	71,053千円	84,440千円

各種指標	内容
経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標で、100%以上が望ましい。
汚水処理原価	有収水量1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用。
1 m ³ 当たり使用料単価	使用料収入を有収水量で除した、1 m ³ あたりの使用料単価。国交省事業優先採択基準の目安は150円以上。
一般会計補助金額	収益的収支の収入として、その年度に繰り入れた一般会計からの補助金。総務省で一般会計からの支出が認められている基準内繰入金も含んでいるため、すべてが赤字補填というわけではありません。

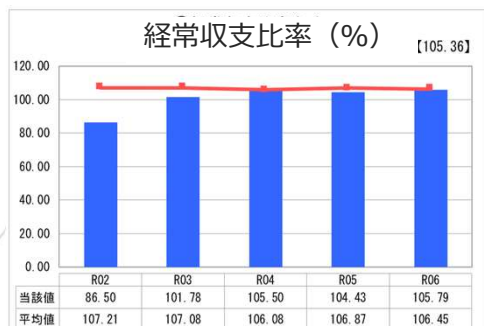
令和6年度決算・経営比較分析表（総務省資料）

10

グラフ凡例

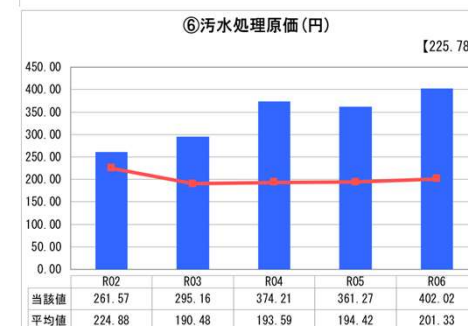
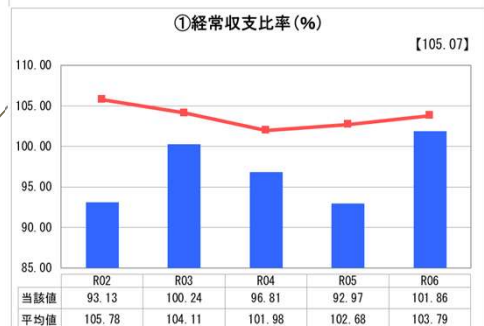
- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和6年度全国平均

公共
下水道



経常収支比率はかろうじて100%を上回っているが、一般会計からの繰入金によるもの。経費回収率は50%を下回り、汚水処理原価は類似団体の平均値を大きく上回るなど経営改善は必須である。

特定
環境保全
公共下水道



経常収支比率はかろうじて100%を上回っているが、一般会計からの繰入金によるもの。施設利用率は類似団体平均値を大きく下まわり、経費回収率では1/2以下、汚水処理原価は2倍程度と経営改善は必須である。

農業
集落排水事業



汚水処理原価の増加傾向と合わせるように経費回収率は減少傾向。類似団体平均値と比較しても大きな差はみられない状況だが、健全な経営とは言えない。

令和6年度決算・経営比較分析表（総務省資料・県内他市）

11

（１）施設及び業務概況（その１）に関する調（法適用企業）	公共下水道								特定環境保全		農集排							
類似団体	Ac1	Cc2	Cb1	Cc1	Cd2	Cc2	Cc2	Cc1	D1	D2	F2	F3	F2	F2	F2	F2	F2	F2
項目	高知市	安芸市	南国市	須崎市	宿毛市	四万十市	香南市	香美市	香南市	香美市	香南市	香美市	高知市	安芸市	南国市	土佐市	宿毛市	四万十市
2・供用開始年月日	S.44.10.1	H.9.6.1	H.2.4.1	S.57.12.4	H.14.3.31	H.8.4.1	H.15.3.31	H.4.4.1	H.3.4.1	H.15.3.31	H.7.4.1	H.24.4.1	H.9.4.1	H.12.7.1	H.11.4.1	H.14.5.9	H.10.4.1	H.12.4.1
8.施設及び業務 （１）行政区域内人口（人）(A)	309,881	15,377	45,636	18,938	18,193	31,106	32,414	24,396	32,706	24,396	32,414	24,396	309,881	15,377	45,636	25,503	18,193	31,106
（５）処理区域内人口（人）(D)	212,512	5,092	15,606	1,457	3,996	7,917	5,517	10,902	3,171	2,173	4,919	143	3,428	751	3,069	147	430	613
（６）水洗便所設置済人口（人）(€)	182,245	3,475	15,606	1,191	2,610	7,662	3,877	8,028	2,502	1,482	3,220	91	2,504	506	2,597	147	249	539
（１１）現在処理区域面積（ha）(I)	3,251	170	270	45	160	176	131	262	167	102	211	18	630	43	93	7	12	38
（１２）普及率 $\text{ア } D/A \times 100(\%)$	68.6	33.1	34.2	7.7	22.0	25.5	17.0	44.7	9.7	8.9	15.2	0.6	1.1	4.9	6.7	0.6	2.4	2.0
エ $E/D \times 100(\%)$	85.8	68.2	100.0	81.7	65.3	96.8	70.3	73.6	78.9	68.2	65.5	63.6	73.0	67.4	84.6	100.0	57.9	87.9
（１３）総事業費（千円）(J)	289,526,340	15,074,121	17,400,724	20,947,587	14,326,326	24,089,754	9,214,799	11,716,995	7,223,226	4,561,612	9,033,353	669,596	7,436,567	1,870,468	4,333,620	349,478	833,832	1,402,613
（１６）下水管布設延長（km）	1,159	52	77	35	47	60	32	81	42	33	77	7	65	14	46	2	7	11
（１７）終末処理場数（ヶ所）	3	1	1	1	1	1	1	-	3	1	6	1	5	2	3	1	1	2
（２８）年間総処理水量（m³）	36,897,914	889,136	1,866,796	126,981	393,696	845,772	899,707	1,279,412	304,116	234,545	391,679	13,063	316,857	49,739	279,297	19,962	34,642	53,889
イ 汚水処理水量（m³）@	35,687,766	889,136	1,866,796	126,981	393,696	845,772	899,707	1,279,412	304,116	234,545	391,679	13,063	316,857	49,739	279,297	19,962	34,642	53,889
（２９）年間有収水量（m³）(S)	21,358,467	556,614	1,721,671	116,900	301,698	817,604	461,503	1,195,865	304,116	207,496	353,885	13,318	286,467	53,249	266,009	19,962	30,852	52,856
（３０）有収率 $\text{ス } S/R \times 100(\%)$	59.8	62.6	92.2	92.1	76.6	96.7	51.3	93.5	100.0	88.5	90.4	102.0	90.4	107.1	95.2	100.0	89.1	98.1
（６）現行使用料施行年月日	H.30.4.1	H.9.4.1	H.2.4.1	H.9.4.1	H.14.3.31	H.8.4.1	H.14.12.27	R.4.4.1	R.2.4.1	R.4.4.1	R.2.4.1	R.4.4.1	H.31.4.1	H.12.4.1	H.11.4.1	H.14.4.1	H.13.4.1	H.12.4.1
（７）現行使用料 ア 一般家庭用20m³／月(円)	2,948	2,310	2,275	2,250	2,310	2,310	2,420	2,750	2,420	2,750	2,420	2,750	2,948	2,310	2,275	2,550	2,310	2,310
（９）使用料単価（円／m³）	174.02	141.87	124.50	25.21	124.87	144.61	122.03	159.38	125.72	154.54	122.75	151.60	182.51	120.87	110.45	69.43	123.78	125.72
（１０）汚水処理原価（円／m³）	168.66	217.92	146.98	404.30	244.08	149.68	259.64	159.38	402.02	192.56	279.47	402.24	153.23	193.37	157.24	195.12	150.01	374.64
（１１）汚水処理費に対する使用料割合（％）	103.2	65.1	84.7	6.2	51.2	96.6	47.0	100.0	31.3	80.3	43.9	37.7	119.1	62.5	70.2	35.6	82.5	33.6

香南市の経営課題

- ➡ •機械器具等の老朽化の進行（更新費用の増大）
- ➡ •処理場の多さ（維持管理費の増大）
- ➡ •耐震化の遅れ（大規模災害時へのリスク）
- ➡ •雨水等、不明水の流入増（不要な処理経費の増大）



施設の統廃合・耐震化
の推進が必須（国庫補
助事業の適用）

- ➡ •人員削減・人事異動等による技術者不足
- ➡ •人員不足に伴う技術の空洞化、災害時対応力の低下
- ➡ •長期的視点に立った人材確保・育成（技術継承）



中長期的に事業を推進
する担い手の育成・確保
が必須

- ➡ •人口減少に伴う料金収入の減少
- ➡ •施設の維持管理、計画的な更新のために必要な資金の確保
- ➡ •物価高騰による維持管理費用の上昇



下水道インフラの持続
のためには財源確保が
必須

下水道使用料改定に向けた国の基本的な考え方を受けて

13

- 下水道整備の推進と適切な維持管理を図るため、これらに要する費用について、下水道の基本的性格等に対応した国、地方公共団体及び使用者の適正な費用負担は、下記のとおり。

国、地方公共団体及び使用者の役割

国

国家的見地から地方公共団体の下水道整備等を推進する

地方公共団体

固有の事務として下水道を整備する

使用者

原則として下水道整備等に要する費用のうち私費で負担すべき部分につき、**その受益等に応じて適正な費用を負担する** **Point** 受益者負担

【使用料改定に関する観点】

- ① 安定的に事業を継続していくためには、**基準外繰入金に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く**ことが必要
- ② 基準外繰入金により汚水処理原価を回収することは、下水道普及の便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に**不公平が生じること等を踏まえ検討**することが必要
- ③ 可能な限り**使用料収入により汚水処理原価を回収**することが必要
- ④ 中長期の改築(更新)計画に基づき、**資産維持費の原価算入**の必要性を検討

※出典 総務省 令和4年1月 経営戦略策定・改定マニュアル

将来世代に負担を残していいのか...



交付金の交付要件や重点配分が心配...



一般会計の財政も苦しい...



「収支ギャップ」解消に係る取組等の合理化・効率化を徹底した場合でも収益確保等が見込めない場合は、上記の観点を踏まえて**使用料改定の必要性を検討**

使用料改定(改定率算出のため)の目標設定

使用料改定の目標値

- ・経費回収率100%
- ・基準外繰入金の解消
- ・**使用料@150円/m³**
- ・資金収支均衡
- ・補てん財源の目標額確保
- ・現金残高の目標額確保
- ・累積欠損金の解消
- など

※経営戦略では投資・財政計画上の収支均衡が基本

上記要件を達成できるよう「**改定率、使用料体系**」を検討

香南市下水道
審議会で審議

○香南市の改定案の考え方と平均改定率

(厳密には使用量で異なる)

下水道の施設整備は、国庫補助を受けて実施しているが、使用料単価125円(令和7年度)では国庫補助事業の優先採択とならないため、優先採択基準の目安である**使用料単価150円を達成**することを目標とする。

⇒ 改定率は全体収入で**約22%増加**

下水道審議会からの答申内容

令和7年9月から令和8年7月にかけて、全5回の審議会でご審議いただいた結果、香南市下水道事業に対して以下の答申をいただきました。

■ 結論

地方公営企業である下水道事業は、利用者（加入者）からの下水道使用料収入で事業運営を行う「独立採算制」が原則として定められている。しかし、加入人口減や近年の急激な物価高騰、人件費の上昇などによる下水道収益の減少は深刻であり、健全な下水道事業を維持し安全に適切な排水処理を行うためには現行の下水道使用料を見直す必要があることから、付帯意見をつけ、別表の料金とすることが妥当と考える。

また、新下水道使用料が反映される時期については、令和9年4月1日以降とし、令和9年6月分として請求する使用料から適用することが妥当と考える。 ※別表については次ページに内容記載

■ 付帯意見

1. 料金改定については、市民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行われたい。
2. 今後、令和5年2月に見直しされた「香南市污水处理施設整備構想」に基づく施設統廃合による施設規模の適正化や不明水対策、省エネ化による維持管理費の軽減等を行い、適正な経費回収を図られたい。
3. 地震や台風等の災害時に迅速な対応ができるよう、人材の育成や技術の承継に努められたい。
4. 水道審議会と下水道審議会を一体化し効率的な審議を行われたい。
5. 今後の下水道使用料改定については急激な負担増を避けるため、毎年度審議会を開催し、概ね4年から5年を目途に見直しの検討を行うことにより、持続可能な下水道事業を図られたい。

使用料改定の方針と改定案

15

近年、各地で起こっている地震災害などで顕在化したように、下水道は生活インフラとして重要であり、その施設管渠の整備や更新、耐震化は喫緊の課題です。しかし、物価高騰、人口減少による料金収入の減少など経営努力のみでは維持管理経費を賄えず、また**厳しい財政状況下において事業を進めていくためには国庫補助事業の優先採択を受ける必要があります、その採択要件の目安とされる「使用料単価150円」を達成するため、下水道事業審議会からの答申を踏まえ、下水道使用料を約22%増額改定させていただく方針**としました。

区分	使用料（1月につき）									
	※基本水量	基本料金	超過料金（1m3につき）							
		10㎡まで	11～20㎡	21～30㎡	31～50㎡	51～100㎡	101～200㎡	201～500㎡	501～1,000㎡	1,000㎡以上
水道水のみ）旧料金	1～10㎡まで	1,000円	120円			140円				
水道水のみ）新料金	0～10㎡まで	1,100円	130円	140円	160円	190円	230円		270円	

区分	使用料（1月につき）						
	世帯員数及び使用人員数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人～9人	10人以上
水道水以外・水道水と水道水以外の併用）旧料金	1,000円	1,800円	2,600円	3,400円	4,200円	5,000円	8,000円
水道水以外・水道水と水道水以外の併用）新料金	1,100円	2,070円	3,120円	4,250円	5,460円	6,750円	11,200円

基本料金と従量料金の二部料金制ですが、従量料金の区分は、現行の2段階を細分化し6段階に改定。

- ▶ 使用料は、1月ごとの使用期間において使用者が排除した汚水の量若しくは、使用者の世帯人員又は汚水量に対し、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）とする。 ⇒ 「10円未満の端数」を「1円未満の端数」に改定

これまでの使用料改定（合併以降、全体的な改定は未実施）

※金額は家庭用・水道水のみ20m³使用で税込

■ 平成18年3月1日

- ・ 5 町村合併で香南市となったが旧町ごとの料金体系。（野市2,310円、香我美2人世帯なら1,890円、夜須1,780円）

■ 平成26年4月1日

- ・ 消費税法の一部改正に伴い税率改正 5%⇒8%（野市2,370円、香我美2人世帯なら1,940円、夜須1,830円）

■ 平成28年4月1日

- ・ 香我美町の家庭用は、水道水のみ使用世帯であっても世帯人員数で算定する運用（「野市町の水道水以外と併用」の区分と同一）であったが、野市町同様に水量従量制に移行。（野市・香我美2,370円、夜須1,830円）

■ 平成30年4月1日

- ・ 夜須町の料金体系を野市町の料金体系に段階的に統合(1 段階目)。（野市・香我美2,370円、夜須2,010円）

■ 平成31年4月1日

- ・ 夜須町の料金体系を野市町の料金体系に段階的に統合(2 段階目)。（野市・香我美2,370円、夜須2,200円）

■ 令和元年10月1日

- ・ 消費税法の一部改正に伴い税率改正 8%⇒10%（野市・香我美2,420円、夜須2,240円）

■ 令和2年4月1日

- ・ 夜須町の料金体系を野市町の料金体系に段階的に統合(3 段階目)。（野市・香我美・夜須2,420円で現在に至る）

県内他市との料金表比較と香南市使用水量割合

17

円（税抜）

使用水量		基本料金	1㎡～ 10㎡	11㎡～ 20㎡	21㎡～ 30㎡	31㎡～ 50㎡	51㎡～ 100㎡	101㎡～ 200㎡	201㎡～ 500㎡	501㎡～ 1,000㎡	1,000㎡～	備考
安芸市		1,000		110	120	130	150	170	190	210		一円未満切り捨て
香美市	現行	1,150		135	145	155	175	195	215	235		一円未満切り捨て
	R 9 ～	1,300		150	160	170	190	210	230	250		一円未満切り捨て
香南市	現行	0	1,000	120		140						十円未満切り捨て
	改定案	1,100		130	140	160	190	230		270		一円未満切り捨て
南国市		1,000		107	117	130	150	170	190	210		一円未満切り捨て
高知市		1,030	27	138	166	197	258		315		350	一円未満切り捨て
須崎市		1,000		105	115	125	145	170	190	210		一円未満切り捨て
四万十市		1,200		132	144	156	180	204	228	252		一円未満切り捨て
宿毛市		1,000		110	120	130	150					一円未満切り捨て
R8.4 香南市 使用水量割合		1㎡～ 10㎡		11㎡～ 20㎡	21㎡～ 30㎡	31㎡～ 50㎡	51㎡～ 100㎡	101㎡～ 200㎡	201㎡～ 500㎡	501㎡～ 1,000㎡	1,000㎡～	備考
R8.4月分 件数		1,109		1403	819	375	84	28	13	1	3	3,835件
(農集合む) 割合		28.92%		36.58%	21.36%	9.78%	2.19%	0.73%	0.34%	0.03%	0.08%	100%
水道水以外		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上	備考
(農集合む) 件数		52	52	30	18	8	4	3	2	1	1	171件

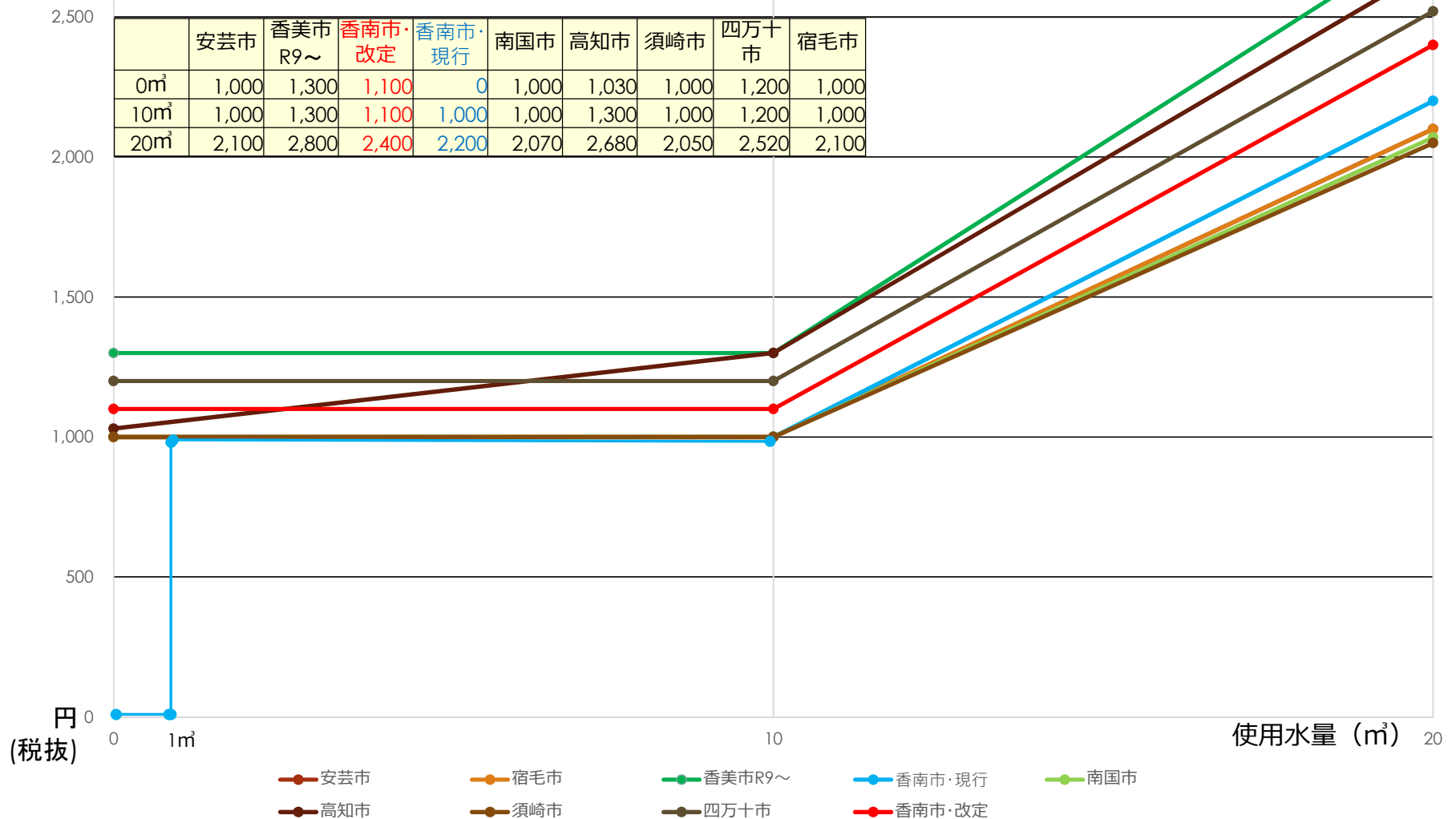
県内他市との料金比較表

18

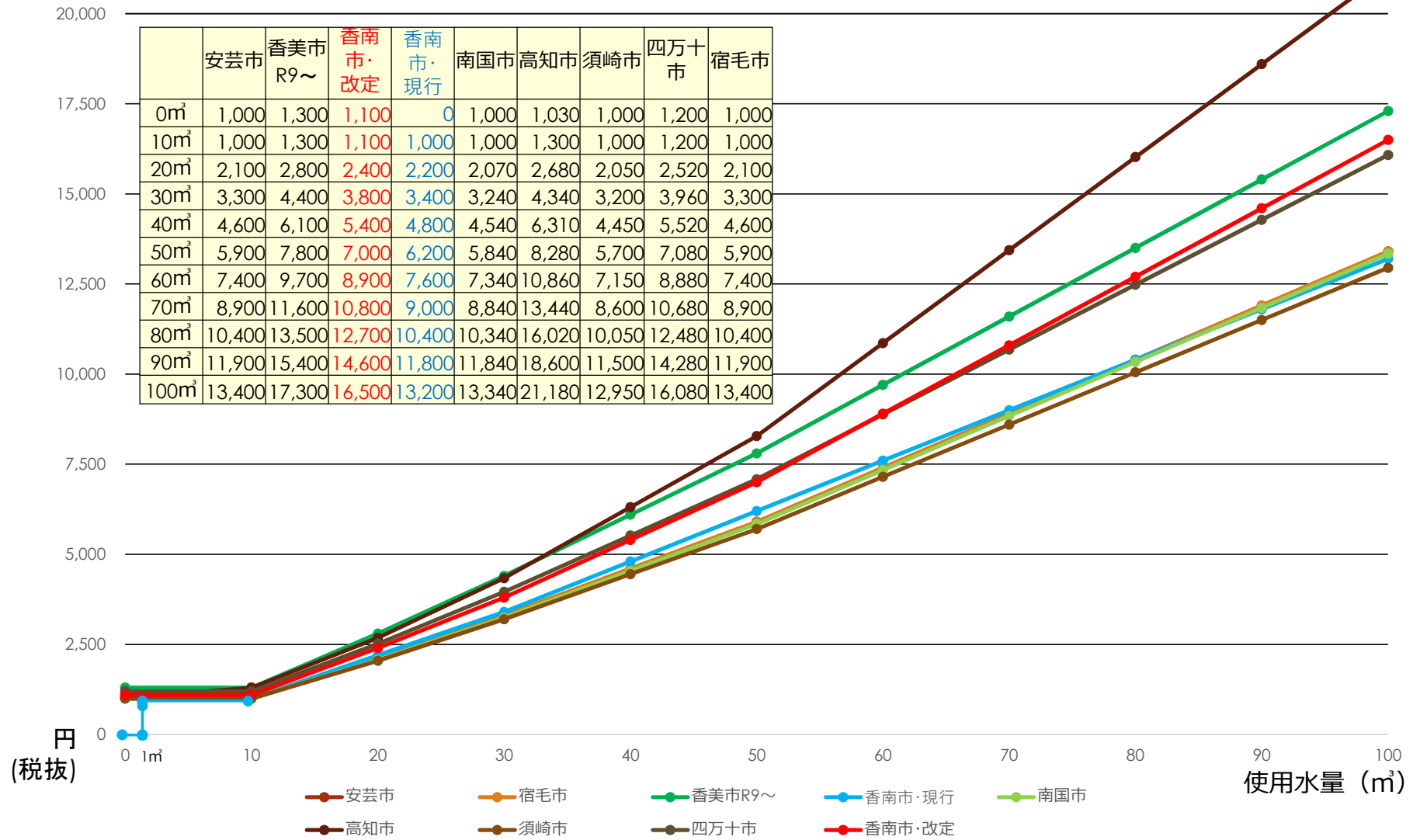
円（税抜）

	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³	100m ³	200m ³	500m ³	1,000m ³
安芸市	1,000	1,000	2,100	3,300	4,600	5,900	7,400	8,900	10,400	11,900	13,400	30,400	87,400	192,400
香美市 ・現行	1,150	1,150	2,500	3,950	5,500	7,050	8,800	10,550	12,300	14,050	15,800	35,300	99,800	217,300
香美市 ・R9～	1,300	1,300	2,800	4,400	6,100	7,800	9,700	11,600	13,500	15,400	17,300	38,300	107,300	232,300
香南市 ・現行	0	1,000	2,200	3,400	4,800	6,200	7,600	9,000	10,400	11,800	13,200	27,200	69,200	139,200
香南市 ・改定	1,100	1,100	2,400	3,800	5,400	7,000	8,900	10,800	12,700	14,600	16,500	39,500	108,500	243,500
南国市	1,000	1,000	2,070	3,240	4,540	5,840	7,340	8,840	10,340	11,840	13,340	30,340	87,340	192,340
高知市	1,030	1,300	2,680	4,340	6,310	8,280	10,860	13,440	16,020	18,600	21,180	46,980	141,480	298,980
須崎市	1,000	1,000	2,050	3,200	4,450	5,700	7,150	8,600	10,050	11,500	12,950	29,950	86,950	191,950
四万十市	1,200	1,200	2,520	3,960	5,520	7,080	8,880	10,680	12,480	14,280	16,080	36,480	104,880	230,880
宿毛市	1,000	1,000	2,100	3,300	4,600	5,900	7,400	8,900	10,400	11,900	13,400	28,400	73,400	148,400
※香南市の 増加額	1,100	100	200	400	600	800	1,300	1,800	2,300	2,800	3,300	12,300	39,300	104,300

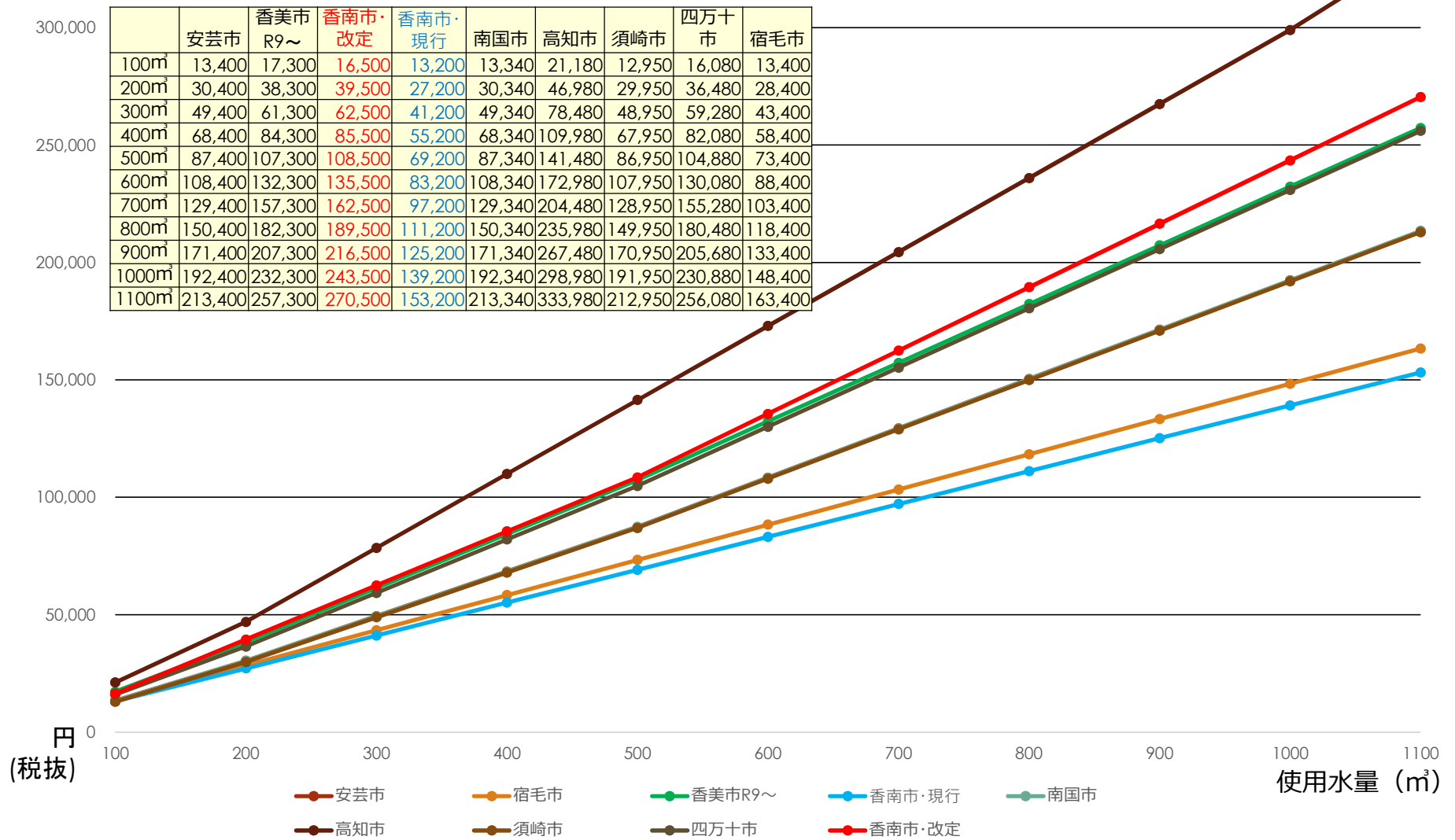
県内他市との料金比較グラフ (0m³~20m³)



県内他市との料金比較グラフ (0m³~100m³)



県内他市との料金比較グラフ (100m³~1,100m³)



使用料収入額シミュレーション

22

円(税抜)

「水道水のみ」		改定案			
	使用水量	現行料金	増加額	改定料金	改定率
なし	0 m ³	0	1,100	1,100	
基本料金	1~10 m ³	1,000	100	1,100	10%
超過料金1	11~20 m ³	120	10	130	8%
超過料金2	21~30 m ³		20	140	17%
超過料金3	31~50 m ³	140	20	160	14%
超過料金4	51~100 m ³		50	190	36%
超過料金5	101~500 m ³		90	230	64%
超過料金6	501 m ³ 以上		130	270	93%

「水道水以外の水を使用した場合」		改定案			
	世帯員数	現行料金	増加額	改定料金	改定率
世帯員数 及び使用 人員数	1人世帯	1,000	100	1,100	10%
	2人世帯	1,800	270	2,070	15%
	3人世帯	2,600	520	3,120	20%
	4人世帯	3,400	850	4,250	25%
	5人世帯	4,200	1,260	5,460	30%
	6~9人世帯	5,000	1,750	6,750	35%
	10人世帯	8,000	3,200	11,200	40%

	現行使用料収入	改定案	
		使用料収入見込	増加率
下水道	92,676,989	114,972,463	24.1%
農集排	41,281,124	48,649,602	17.8%
下水道(世帯)	2,205,000	2,689,080	22.0%
農集排(世帯)	2,400,600	2,919,150	21.6%
計	138,563,713	169,230,295	22.1%
下水道小計	94,881,989	117,661,543	24.0%
農集排小計	43,681,724	51,568,752	18.1%

『増収見込額』 30,666,582 円

各会計内訳

➡ 下水道事業会計 **22,779,554円**

➡ 農業集落排水事業会計 **7,887,028円**

下水道使用料の改定による将来見込

下水道使用料の改定によって、

- **使用料単価150円を達成**（R7公共下水道 125円 が 157円となる見込）

⇒国庫補助事業の優先採択を受けて施設統廃合など下水道整備を進められる。

- **一般会計からの補助金削減**

⇒事業量が変わらなければ、約3千万円の増収分、補助金が受ける必要がなくなるため、一般会計では別の事業に活用できる。

《今後も収入増加・支出削減に取り組んでいきます》

※引き続き、ストックマネジメント実施方針に基づき、リスク評価を行ったうえで、優先順位をつけながら投資の平準化を図ります。

※人口減少に伴って給水人口も減少することは避けられず、また今後施設の耐震化や老朽化対策に費用も要することから、経営状況を踏まえ3～5年サイクルで料金改定要否を検討します。

使用料改定に向けたスケジュール（予定）

料金改定の必要性については、令和7年度から下水道審議会で検討（5回）され、7月8日に市長へ答申が出されました。

その答申内容を尊重し、議会での条例改正が可決されましたら、市民の皆様へ改定の内容等を周知していきます。

- 8月 説明会（各町で実施）
- 9月 議会（条例改正の議案を提出）
- 12月 広報誌面掲載、使用者への通知（改定予告）
水道検針票に改定予告印字 など

令和9年

- 4月 条例施行
- 6月 6月請求分から適用
（4月検針日から5月検針日までの分から改定料金を適用）